



日鉄跡地に係る土壤汚染対策法第12条に基づく届出の受理について

日本製鉄（株）瀬戸内製鉄所呉地区の土地については、令和7年6月11日付けで「形質変更時要届出区域」に指定していますが、令和7年10月31日（金）、当該土地の一部について掘削等の形質変更（仮設側溝設置に伴う掘削、埋戻し等 180.5 m²）を行うため、土壤汚染対策法第12条第1項に基づく届出が提出され、受理しました。

なお、届出内容については、環境省令で定める基準に適合した施行方法で行われることを確認済みです。

※ 土壤汚染対策法第12条（形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出及び計画変更命令）とは、形質変更時要届出区域内において土地の形質の変更をしようとする場合、形質の変更に着手する日の14日前までに、当該土地の形質の変更の種類や場所、施行方法等を届け出なければならない、というものです。

その届出に係る土地の形質変更の施行方法が、環境省令で定める基準に適合しない場合は、その届出を受けた日から14日以内に限り、呉市として、その届出に係る土地の形質の変更の施行方法に関する計画の変更を命ずることができます。